

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターにおいて、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条に基づき、以下のとおり行動計画を策定、実施します。

第 1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 4 年間を計画期間とします。

第 2 現 状

- (1) 年次有給休暇取得率が低い。
- (2) 昇任選考試験において、女性職員の受験率が低い（事務職員）。
- (3) 男性職員の育児休業取得率が低い。

第 3 目 標

- (1) 年次有給休暇の取得率を 75%以上とします。
- (2) 昇任選考試験において、女性職員の受験率を 50%以上とします。
- (3) 男性職員の育児参加を推進するため、計画期間内の育児休業取得率を 50%以上とします。

第 4 取組内容

- (1) 年次有給休暇の計画的な取得を促進し、職員が職業生活と家庭生活の両立を図れるよう環境整備に努めます。
- (2) 女性職員の活躍している姿を職員に紹介するなど、職員がキャリア形成に関して幅広いイメージが持てるよう意見交換等の場を設けます。
- (3) 男女ともに安心して育児休業が取得できるよう代替職員の確保に努めます。また、妊娠中及び出産後における休暇制度や勤務制度、育児休業や育児にかかる特別休暇、育児中の勤務制度に関するリーフレット等を作成し、普及啓発を行うことで職場内の仕事と子育ての両立支援に対する意識向上を図ります。